筑波大学オープンアクセス方針 実施要領

平成 30 年 2 月 23 日 附属図書館運営委員会決定

(趣旨)

1 筑波大学(以下「本学」という。)は、本学に在籍する役員及び教員(以下「教員」という。)によって得られた教育研究成果(以下「成果物」という。)を学内外に無償で提供することにより、教育研究活動のさらなる発展に寄与するとともに、情報公開の推進と社会に対する説明責任を果たすために、オープンアクセスに関する方針を以下のように定めるものとする。

「オープンアクセス(以下「OA」という)」とは、学術雑誌論文等をインターネット上で公開し、誰もが無料で閲覧可能な状態にすることである。OAを実現するための手段としては、出版社がOAで出版するゴールドOA、著者自身が機関リポジトリ等に無料で公開するセルフアーカイブによるグリーンOAがある。

筑波大学 OA 方針は、本学の教育研究成果を「グリーン OA」により「つくばリポジトリ」へ収集・保存し、広く社会に提供することを目指す。ゴールド OA により公開されている論文についても、本学研究成果の一元的収集および恒久的保存の観点から、「つくばリポジトリ」へ登録する。

1. 「教員」の範囲

役員とは国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則第3条で定める役員 (学長、理事8人以内及び監事2名)とする。

教員とは研究者情報システム (TRIOS) の登録対象となる国立大学法人筑波大学本部等職員の採用、昇任、退職等に関する規程の別表で定める「大学教員」(注1)とする。

なお、「教員」の範囲に含まれない本学構成員については、本方針の対象に含めないが、本学での教育研究成果を本人が自主的にリポジトリへ登録することを拒むものではない。博士課程学生の「学位論文」については、筑波大学学位規程に基づき「つくばリポジトリ」において公表する。

*注1 副学長(理事であるものを除く。)、系長、教授、准教授、講師、助教、助手、特別招聘教授、特任助教

なお、本学に在籍する教員が他機関へ異動した後も、在籍時に発表し「つくばリポジトリ」 に登録した論文は引き続き保存・公開される。

(成果物公開の権限)

2 本学は、出版社、学会、学内部局等(以下「出版者」という。)が発行した学術雑誌に掲載された教員の成果物を、筑波大学学術機関リポジトリ(以下「つくばリポジトリ」という。)によって公開する。ただし、成果物の著作権は本学には移転しないものとする。

1. 「教員の成果物」とは

本方針により「つくばリポジトリ」への登録が義務となるものは、「学術雑誌掲載論文」および「学内刊行紀要」である。ただし、これ以外の成果についても「筑波大学学術機関リポジトリに関する要項」で定められている登録範囲である本学における教育研究の成果は登録を推奨する。

2. 「著作権」 について

つくばリポジトリに登録した成果物の著作権は大学に移転しない。

「筑波大学学術機関リポジトリへの登録手続きに関する実施要項」に定める通り、著者は附属図書館長に対し複製権及び公衆送信権の利用を許諾する形となる。そのため、登録後でも著者が他の複製、公衆送信等を別途行うことも、第三者に許諾することも可能である。

(データの提出とつくばリポジトリへの登録)

3 成果物の出版者版がつくばリポジトリにおいても公開可能である場合、本学は当該 出版者版をつくばリポジトリに登録することができる。出版者版の公開は禁じている が著者版の公開を認めている場合、成果物の公開に同意した教員は、共著者の同意を得 た上で、著者最終稿等を特別の事情のない限り、できるだけすみやかに本学へ提出す る。つくばリポジトリへの登録、公開、利用条件等、つくばリポジトリに関する事項は、 「筑波大学学術機関リポジトリに関する要項」に基づき取り扱う。

グリーン OA は著者自身がセルフアーカイブすることが基本であるが、本方針により、本学においては、出版社等により出版者版の登録が許諾されている成果物は、著者本人の登録申し出を待たず、本学がリポジトリへ成果物を登録することができる。

附属図書館は、つくばリポジトリへの登録にあたり、出版社の許諾条件を調査し、リポジトリ登録が許諾されている版の確認を行う。

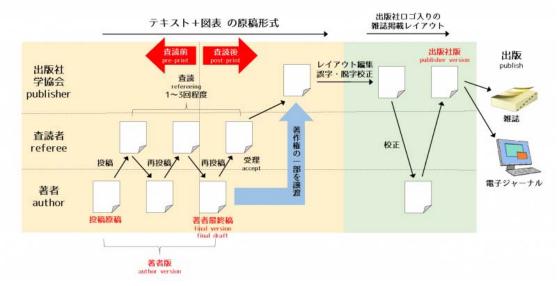
1. 出版者版の登録

出版社がリポジトリへの登録を許諾している場合、本学は、著者へ事前確認することなく 論文をつくばリポジトリに登録できる。なお、登録可能な成果物の調査・登録作業および登 録後の著者への報告は、附属図書館が実施する。したがって、この場合は著者が論文本文の 電子ファイルを提出する必要はない。また、公開禁止(エンバーゴ)期間が定められている 場合は、指定した日まで公開を保留する。

2. 著者版の登録

出版社が著者版のリポジトリへの登録を許諾している場合、著者は著者最終稿をすみや かに提出する。なお、共著者がいる場合には、著者が共著者の合意を得てから提出すること。

参考) 査読の過程と出版者版、著者版



(北海道大学附属図書館作成の図を元に改変)

(適用の例外)

4 つくばリポジトリによる公開が不適切であるとの申し出が著者本人からあり、妥当と認められた場合、本学は当該成果物を公開しない。

1. 非公開の判断

教員の申請または本学の決定等により研究成果を非公開にすべきかどうかの判断が必要となった場合、附属図書館長が当該研究成果の公開についての可否を判断する。

2. 非公開の申請

特別の事情により成果物を非公開とする必要がある場合は、教員はその理由を付して申請することができる。

- 3. 特別の事情があり公開が不適切な例
 - ① 著作権を出版社に譲渡しており、著者最終稿を含むあらゆる版の公開が許諾されない場合
 - ② 共著者の合意が得られない場合
 - ③ 成果物に個人情報やプライバシーに関する内容が含まれ、インターネット上での 公開が不適切な場合
 - ④ 捏造、改ざん、盗用、剽窃等、研究活動における不正行為があった場合

(適用の不遡及)

5 本方針施行以前に出版された成果物や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した成果物には、本方針は適用されない。

本方針は、承認された日(平成 27 年 11 月 19 日)以降に出版された成果物に適応される。ただし、過去の成果物に対しても可能な範囲でリポジトリ登録を推奨する。

(その他)

6 本方針に定めるもののほか、本学におけるオープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

参考)

・「筑波大学学術機関リポジトリに関する要項」

http://www.tulips.tsukuba.ac.jp/lib/sites/default/files/attach/Tulips-R-Guidelines.pdf

・「筑波大学学術機関リポジトリへの登録手続きに関する実施要項」

 $\underline{http://www.tulips.tsukuba.ac.jp/lib/sites/default/files/attach/Tulips-R-Registration-procedures.pdf}$

「オープンアクセス方針Q&A」

https://tsukuba.repo.nii.ac.jp/index.php?page_id=102